

足利市・鎌倉市姉妹都市交流事業奨励金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、姉妹都市交流事業に参加するため鎌倉市を訪問（宿泊を伴うものに限る。以下同じ。）する者に対して奨励金を交付することについて必要な事項を定め、もって鎌倉市との教育、文化、産業等の交流の促進を図ることを目的とする。

(奨励金の交付対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者は、鎌倉市を訪問する団体で、当該訪問時において次の各号に該当するものとする。

- (1) 訪問先の団体との交流を目的とするものであること。
- (2) 参加者（小学生以上の者をいう。以下同じ。）が本市内に居住し、又は本市内に勤務若しくは在学していること。
- (3) 参加者の人数が10人以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、奨励金の交付対象としない。

- (1) 政治的活動を目的とする団体
- (2) 宗教的活動を目的とする団体
- (3) 個人又は特定企業の営利を目的とする団体
- (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する学習指導要領に基づく特別活動として行う団体
- (5) 団体が法人である場合、市税に滞納がある団体
- (6) その他市長が不相当と認める団体

(奨励金の交付及び額)

第3条 奨励金は、毎年度予算の範囲内において団体を単位として交付するものとする。

2 奨励金の額は、参加者1人につき1,500円とし、10万円を限度とする。

3 同一団体に対する奨励金の交付は、原則として当該年度1回限りとする。

(交付申請等)

第4条 奨励金の交付を受けようとする団体の代表者は、足利市・鎌倉市姉妹都市交流事業奨励金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出時期は、原則として訪問出発予定日の2か月前から2週間前

までの間とする。

- 3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否を決定して、足利市・鎌倉市姉妹都市交流事業奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請のあった団体の代表者に通知するものとする。

（報告書の提出等）

第5条 奨励金の交付を受けた団体の代表者は、訪問終了後2週間以内に足利市・鎌倉市姉妹都市交流事業報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において当該団体の代表者は、参加者の実数を基礎に算出した奨励金の額が、現に交付を受けた奨励金の額に満たないときは、その差額を併せて市長に返還しなければならない。

（交付決定の取消及び返還）

第6条 市長は、奨励金の交付決定を受けた団体又は奨励金の交付を受けた団体が、次の各号の一に該当するときは、当該決定を取り消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）申請について不正な行為があったとき。
- （2）第2条第1項の要件を欠くに至ったとき。
- （3）その他市長が不相当と認めたとき。

附 則

この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

足利市・鎌倉市姉妹都市交流事業奨励金交付申請書

年 月 日

足利市長 あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

(電話 ー)

次のとおり申請します。なお、審査のため、代表者の住民情報及び法人である団体の市税の納入状況等を市が確認することに同意します。

訪問先団体名		宿泊先	
予定期間	年 月 日～ 年 月 日		
交付申請額	円 内訳：1,500円× 人		

訪問目的（交流事業の内容）

- (注) 添付書類 (1) 訪問予定表 (2) 参加者名簿 (住所、氏名、年齢を含む)
(3) 代表者本人確認書類の写し
(4) 市外に主たる事務所を置く法人にあつては、市税に滞納が無いことの証明書 (申請の日前1月以内に作成されたもの)
(5) その他市長が必要と認める書類

※奨励金交付申請書提出時に代表者の本人確認をします。

(様式第2号)

足利市・鎌倉市姉妹都市交流事業奨励金交付（不交付）決定通知書

足利市指令 第 号
年 月 日

様

足利市長

年 月 日付で申請のありました足利市・鎌倉市姉妹都市交流事業奨励金の交付については、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決 定 交 付 _____円を交付します。

不交付

理由

2 交付条件

- (1) 事業終了後2週間以内に、足利市・鎌倉市姉妹都市交流事業報告書（様式第3号）を提出すること。なお、事業報告書には訪問時の記録写真及び宿泊領収書などを添付すること。
- (2) 事業が申請内容に反した場合、若しくは交付の目的以外に奨励金を使用した場合と市長が認めたときは、奨励金の一部又は全部を返還すること。
- (3) 市長又はその委任を受けた者若しくは足利市監査委員の監査に応じること。

(様式第3号)

足利市・鎌倉市姉妹都市交流事業報告書

年 月 日

足利市長 あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

(電話 ー)

次のとおり報告します。

訪問先団体名		宿泊先	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日		
参加者 (交付対象者)	人		
交流事業の内容			
訪問の所見(感想)			
その他			

(注) 添付書類 (1) 訪問したことを証する資料 (記録写真、宿泊領収書など)